

「異議ありませんか。」

○議長（末次性男君） 「異議なし」と呼ぶ者あり
「異議なし」と認めます。 よって議案第四十二号は
総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十議案第四十三号福生市印鑑条例を議題とい
たします。

議事係をして議案の朗読をいたさせます。

（「朗読省略」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 朗読省略の動議がありましたか、これに「異議あり
ませんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 朗読を省略いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 市民課長木田武君。

（市民課長木田武君登壇）

○市民課長（木田武君） 議案第四十三号福生市印鑑条例、これにつ

いて提案理由のご説明を申しあげます。

市民課窓口におきまして、戸籍あるいは住民票の謄抄本
発行事務とならんで市民に関係のあるもののうちに印鑑証明
事務がございます。ご承知のとおりこの事務は私ども日常生
活の中において不動産の登記あるいは経済取引等、非常にな
くてはならない書類で果す役割りは大変重要でございます。こ
のような重要な機能を持っております印鑑証明も依然として非
科学的な肉眼鑑定、しかも非常に神経を使い印鑑の同一性の
確認を行なっているため、激増する印鑑証明の事務量に即応
できないという状況でございます。本日ここに提案を申しあげます
印鑑条例はこれらの不合理を解消するとともに、増大事務量に
対応しようとするもので、手書き方式を改めまして複写方式に
しようとするもので、複写した印鑑登録表の謄本を証明したも
のを交付することを改正するもので、事務能率の向上と正確性が
はかられ、あわせて関係規定の整備をして市民の利便をはから
うとするものでございます。

なお全文改正の理由といたしましては、改めようとする用語、字句がほとんどの条項にわたっているためで、各条文の趣意、意味は現行の条例と大差はございませんが、新条例第十六条印鑑登録証明書の発行、これに対する現在の条例第十三条印鑑証明の項が全部改正されることが今回の提案の主になっているのでございます。

次に第一条からご説明申し上げます。

第一条は印鑑条例の目的を述べてあります。

第二条から第五条までは印鑑登録ができる者の資格、その手続方法等を市長が印鑑を登録する義務を規定してあります。

第六条は印鑑を変更する場合の手続を定める。

次に未成年者、準禁治産者が登録する場合の親権者の同意を求めることを第七条で定めてあります。

第八条は使用する印肉。

第九条は登録を拒否できる印鑑の形、材質、大きさの制

限あるいは使用する氏名等の規制措置を定めてございます。

第十条は結婚等で氏が変わったときの申し出、あるいは職権で更正できる旨を規定してあります。

第十一条は廃止するときの手続、届け出義務と定めてあります。

第十二条から第十四条までは印鑑表の再製と、印鑑簿や印鑑除帳簿表の備えつけ、または職権で消除する場合の該当事項を定めてございます。

印鑑証明の交付手続を次の第十五条で定めてあります。

さらに先ほど申しあげました第十六条が手書き方式から複写方式に改める条文中、印鑑条例の改正の主はここにあるわけでございます。現在の方法では登録されておる印鑑と持参した印鑑を肉眼で証明し、同じであることの確認のうえ住所、氏名、生年月日を手書きして、証明書として発行しております。改正しようとする方式は複写機で印鑑表の写しをとりまして、これを謄本である旨の認証文を記載したものを印鑑登録証明書として発行する。このような方法に改めようとするもので、手書きにありましたよう

な書き間違えということとはぜんぜんなく、しかも能率がはかられます。

次の十六条のただし書きの規定で、災害その他の理由で謄本の作成ができないときの場合を定めた方法でございしますが、現在考えることは停電等のために機械が可動でなくなったときには、謄本が作成できないので現在の手書き方式で発行するというような規定をここで設けたわけでございします。第二項は現行条文と同じで転出等で登録するときは一回に限って発行できることを定めたものであります。

第十七条は証明をする場合によって登録印鑑と持参した印鑑がき損、摩滅等のため照合困難であるときはこれを拒否できる旨を定めたものであります。

第十八条は登録してある印鑑の重要性から関係簿用の閲覧はできない旨の規程でありまして、現在の条文と全く同じでございします。

第十九条は規則の委任事項でございします。

次に附則の第一項はこの条例の施行期日を定めたもので、ことの八月一日からこれを実施しようとするものでございします。第二項では切りかえ措置で現在登録してある印鑑は、新条例で登録したものとみなすわけでございします。条例施行後二年以内に印鑑の届け出がない場合には登録を廃止してしまうというものでございします。期間が経過したあとの登録するときには新規の手続による方法ということになります。

以上で終わりますが、参考までに複写方式を採用しております都下市町村の状況を申しあげますと、八市一町で現在すでに実施しておりますし、西多摩地区でも八月一日から各市町村とも実施するよう現在準備を進めております。又複写方式とあわせまして、持参する印鑑にかえまして手帳制度という方法を採用している市町村もございします。福生市においてはなおまた手帳制度そのものを検討する余地がございします。当市においては複写制度だけを採用したいということでもございします。

はなはだ簡単でございしますが、以上で印鑑条例の提案理由の説明

明を終わります。よろしくご審議のうえご決定くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号については厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおりに決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第四十三号は

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） これより暫時休憩いたします。

午後 六時十四分 休憩

午後 六時四十分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一議案第四十四号昭和四十六年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議事係をして議案の朗読をいたさせます。

（市川主事朗読） 省略

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。企画調査室主管生子国利君。

（企画調査室主管生子国利君登壇）

○企画調査室主管（生子国利君） 昭和四十六年度福生市一般会計補正

予算(第一号)についてご説明申しあげます。

今回の補正予算の主たる理由といたしましては、国庫補助金ならびに都依託金に関連し、行政施行上緊急に措置しなければならない関係予算のみ補正でございます。

まず第一に先ほどご提案申しあげ、委員会に付託されました福生市敬老金条例の一部改正にともないます財源措置による補正と、横田基地撤去にともなう過激派デモ隊の集合拠点として利用される福生公園内に砂利敷き部分があるため、デモ隊はこれを投石材料として人命の損害ならびに基地周辺の家屋、諸施設の破損を行なおうとして、そういう憂いがありますので、これによって公園の整備によってこれを防止すべきであると同時に、基地周辺の民生安定をあわせ、防衛庁に対し強く要請いたしました結果、整備補助金の交付見込みがありますので、補助申請手続上と、工事の早期着工が得るように事業費の追加補正を行なうことと、また今回行なわれます参院選挙事務費の追加補正等が主な内容でありまして、これらの財源措置とい

たしましては国庫補助金、都委託金及び繰り越金となっております。

内容についてご説明申しあげますと、第一ページの関係でございますが、ただいま朗読いたしましたとおり歳入歳出それぞれ六百六十六万円を追加いたしました。予算額を十三億九千九十五万円と定めます。次に第二ページをお開きくださいと思います。国庫支出金につきましては補正額百四十万円、これは先ほど申しました公園整備に対する国の二分の一の補助でございます。合計いたしまして国庫補助金が一億七千八百五十六万四千円と相成っております。それから都支出金につきましても補正額二十六万円、この関係につきましては選挙関係の参議院選挙の委託でございます。都委託金総額が一千二百九十三万六千円、都支出金総額が一億六千四百九十二万六千円と相成ります。なお繰越金、ここで補正いたしますのは五百万円、したがって当初一千五百万円を見込みまして、さらに追加を五百万円いたしまして合計二千百万円の予算と相成ります。歳入合計が十三億八千三百四十九万円に対し

まして、歳入額六百六十六万六千円、締めまして十三億九千十五万円、歳入合計でございます。

なお歳出につきましてはまず総務費の関係で総務管理費に補正いたします七十万円、これは過誤納還付金の増加が見込めますのでこれを補正してという、それから選挙費につきましては先ほど申しあげました参議院選挙等にかかります選挙費の関係で六十二万円、合計いたしまして百三十二万円の歳出追加をいたします。したがって合計が総務費につきましては一億九千二十万二千円と相成ります。民生費につきましては先ほど提案いたしました三千円の敬老金の関係でございます、不足額五十三万五千円を追加いたしまして民生費総額を二億五千三百四十七万八千円。次に土木費につきましては先ほど申しあげましたとおり、公園の整備に関係いたします二百八十万円を追加いたしまして、事業を行なう予定であります。土木費総額が二億六千三百七十八万五千円と相成ります。したがって財源措置といたしました予備費のうちの、繰越金のうちの残を予備費に充当いたしましたして、今後予測されない歳出予



算の不足を補うためにここへ充当した次第でございます、二百五十万五千円を追加いたしまして、予備費の総額を六百二十万六千円、締めまして歳出の合計が十三億九千十五万円、歳入歳出ともそれと同一同額になっております。

以上が大体の概要的な説明で申しわけございませんが、慎重審議のうえ原案とおり可決くだされますようお願い申しあげまして説明を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○一番(貫井喜代次君) ちょっと一件ご質問申しあげます。

現在ここに出ました繰越金についてご質問申しあげます。

ここで補正額が五百万円出ておりますが、すでに昭和四十五年の会計は歳入歳出とも閉鎖されて決算の作成の段階にきています。思いますけれども、今回この五百万円によって二千万円の繰越金になりますけれども、この繰越金が最終的にどのくらいの見込みになり

ますか。これは要するにこれからの四十六年度の事業関係にもいろいろ関連を持ってくると思います。したがって四十五年の事業の施行残、これらもあわせて、また税収が四十五年度の最終補正予算における税収に対する決算額がどのくらいになりますか。

おわかりになりましたらそれらを概略でよろしんですが説明を願いたいと思います。担当課長ならびにできましたらそれに対する関係課長に質問いたします。

企画調査室主管(生子国利君) ただいまのご質問にお答えいたしますが、
、 総体的な金額といたしまして現在集計中でございますけれども、
、 およそといたしましては六千万円前後繰越金が出る予定でございます。

したがってあと内容的に歳入状況の税務関係につきましては、担当課長からお願いしたいと思います。

。税務課長(田村忠雄君) 税の最終確定でございますが、五億四千四百四十二万三千五百四十六円でございます。最終予算に比較いたしますと一千五百万くらい多くなっております。

。一番(貫井喜代次君) 先ほど申しあげましたように、四十六年度の

事業関係に関係があると私申しあげましたけれども、ただいまの説明によりますとかなり多額な税収増、ならびにまだそのほかに事業施行残があるのでなからうかと思えますけれども、これらに対する今年度の事業にどういうふうな使い方を現在、すでに先ほど申しあげたとおり会計の閉鎖を四十五年度としておりますので、考えを持っておられるか。すでにこの数字は概略であっても市長のほうでもっておられると思いますので、それらの事業面をどういうふうに考えておられるか。市長に一つその点お尋ねいたします。

。助役(篠崎俊夫君) 前の議会のことになるのでございしますが、本年度の当初予算におきましては約一億の開発資金、それから人件費、これを約一億先ぐいの形で予算を組んでおります。したがいました競輪の収入がたとえば一億三千万円あったと仮定いたしますと、三千万円の競輪の余剰財源ということになります。それからただいま貫井議員がおっしゃいました繰越金の予算の計上が四千万円ございます。そういったものを集めまして、先ほど一般質問でも問題に

なりました市民文化スポーツセンター、そういったものの事業費に充てたいとこう考えてあるわけでございます。

○一番(貫井喜代次君) どうも長時間ありがとうございます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○十二番(木田秀雄君) この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第四十四号については各常任委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成と呼ぶ者あり」)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま木田秀雄君から所定の賛成者を得て、本案は常任委員会に付託し、審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第四十四号は各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十二及び第十三議案第四十五号第四十六号の市道路線の廃止及び認定の二案については一括して議題といたします。

議事係をして議案の朗読をいたさせます。

(市川主事朗読) 省略

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長古谷徳男君。

(建設課長古谷徳男君登壇)

○建設課長(古谷徳男君) 議案第四十五号と第四十六号につきまして関連がございますので、一括して説明申しあげます。

議案第四十号の市道路線の廃止でございますが、これは道路法に基づきまして、道路の認定、廃止、変更、これにつきましては議会の議決を必要とすることになりますので提案申しあげるのでございます。

市道路線の廃止の関係はただいま朗読したとおりの路線番号、起点、終点、延長、巾員、面積積のとおりでございます。

次のコピーで焼きました図面に説明申しあげますが、熊川の武蔵野の地域になります明神通りと三栄通りの結ぶ路線が認定する路線でございますが、それに付随します以前の道路が赤で表示しております路線でございます。下のほうに曲がってますのが八一号、それからずっと山の平らになった形のが八〇号でございます。この路線につきましては過去すでに上の道路がこれから認定していただくとする道路ができております。今回その道路が三名の地主さんがあるんですが、ご寄付をいただきましたので、それに付随しましてこの赤の線の道路が現況もございませんので廃止しようとするものでございます。

それからもう一カ所の市道三〇号でございますが、これはその次にございます。これは南の地域に該当する場所でございますが、奥多摩街道から工業高校のほうに入る道路がございます。その道路を入りましてあそこに林がちょっとありますが、その林の西側になります。これは藤田という人の土地があるわけでございますが、この市道六九六号を築造する際にその土地が中断されまして、

その際条件といたしましてその三〇号の路線は払い下げしてくれるということになっておったようでございまして、現在この路線も道路の用に供しておりませんのでこれを廃道いたしたいというわけでございます。

次の議案第四十六号でございますが、これは市道路線の認定でございます。路線番号、起点、終点、延長、中員、面積につきましてでは説明を省かせていただきますが、次の略図によって説明を申しあげますと、これは武蔵野台二七号と二八号につきまして、は前回の三月の定例会におきまして、武蔵野台地区の路線を一括認定していただいたわけでございますが、この二路線につきましては保留地の処分の関係等がございまして、前回認定をもらしたためにここで追加の認定をしていただくとかようなわけでございます。いずれも四メートルの中員の道路でまだ未舗装でございます。

それから次の七八五号につきましては議案第四十五号で説明申しあげましたとおり、この赤の部分が地主三人の方から寄付をいただきました。ここで市道として認定したいとこのようなわけでござ

やいます。

以上簡単でございますが、四十五号四十六号につきまして説明を終わらせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質議を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質議を終わります。

○十二番（木村秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第四十五、四十六号につきまして、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田雄君から所

定の賛成者を得て、本案はいずれも建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十五号、

四十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十四議案第四十七号福生市表彰条例に基づ

く自治表彰についてを議題といたします。

議事係をして議案の朗読をいたさせます。

（市川主事朗読） 省略

議長（末次性男君） 以上で朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。市長石川常太郎君。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） ご指名をいただきました。議案第四十七号福生市表彰条例に基づく自治表彰についてご説明申しあげます。

七月の一日、市制記念日におきまして、例年のとおり福生市の表彰条例に基づきます表彰をいたしたいと考えておりまして、過日表彰審査会におはかりいたしました。ご答申をちょうだいしたものでございするが、四十七号につきましては条例第十條第一項第二号